

小豆島町地域防災計画 概要版

令和 3年 6月

小豆島町防災会議

目 次

第1 計画の基本的考え方

1 計画の目的	1
2 計画修正の基本方針	1
3 計画の位置づけ	1
4 計画の体系（全体構成）	2
5 各機関の役割	3
6 香川県の主な地震被害	4
7 地震・津波被害想定	7

第2 小豆島町地域防災計画の主な修正事項

1 全編にわたる修正事項	9
2 香川県地域防災計画の修正、防災基本計画の修正及び 災害対策基本法の改正等を踏まえた修正事項	9

第3 災害への対策

1 災害対策への町の配備態勢	17
2 気象通報の種類と発表基準	24
3 情報の伝達	35
4 避難情報の発令基準	38

第4 避難所・避難場所の一覧

1 指定緊急避難場所及び指定避難所	43
2 自治会管理の一時避難場所等	46

第1 計画の基本的考え方

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び水防法（昭和24年法律第193号）に基づき、小豆島町防災会議が作成する計画であって、小豆島町における災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関して、町、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等の防災関係機関住民が行うべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関、住民が持つ全機能を有効に発揮して、小豆島町の地域及び住民の生命、身体並びに財産を災害から保護することを目的とします。

また、県、町、防災関係機関、事業者、並びに住民は、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、並びに経済被害を軽減するための備えをより一層充実させる必要があることから、その実践を積極的かつ計画的に促進するものとします。

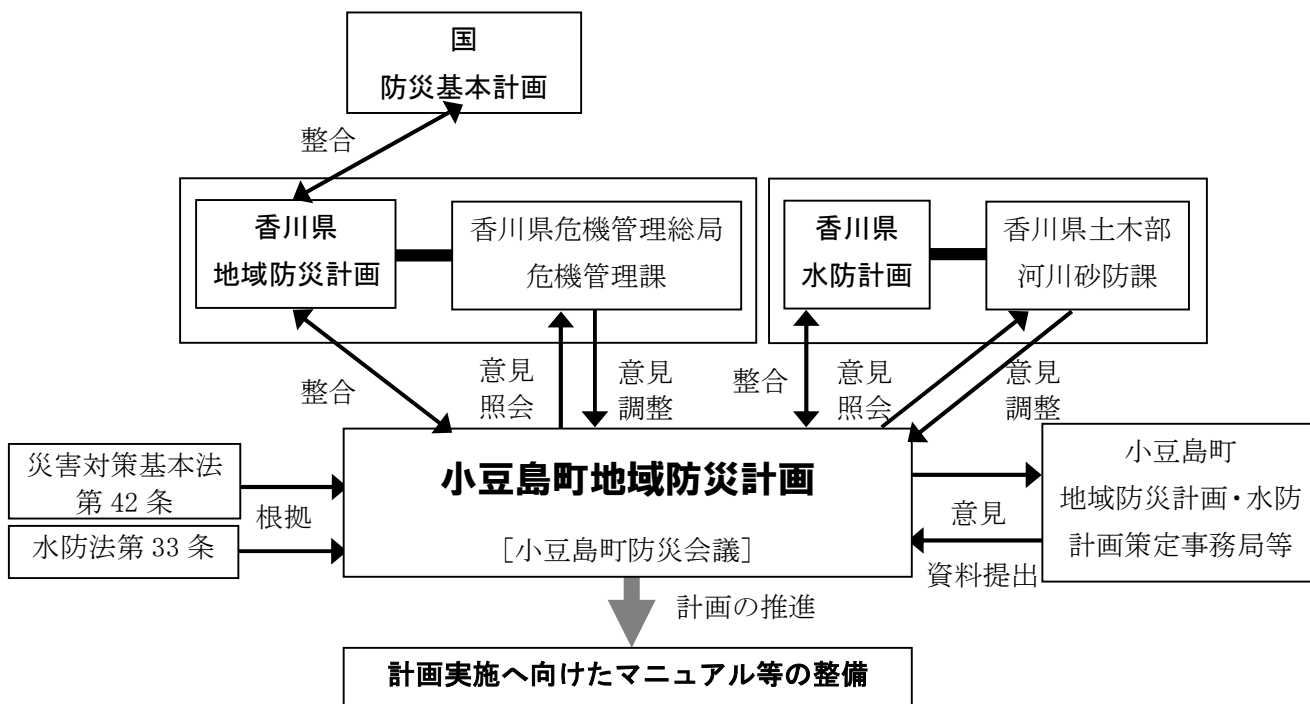
また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組合せて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限に留めるよう取組むものとします。

2 計画修正の基本方針

小豆島町地域防災計画は、香川県地域防災計画の修正、防災基本計画（中央防災会議）の修正及び災害対策基本法の改正等との整合を図りつつ、必要事項の修正を行いました。

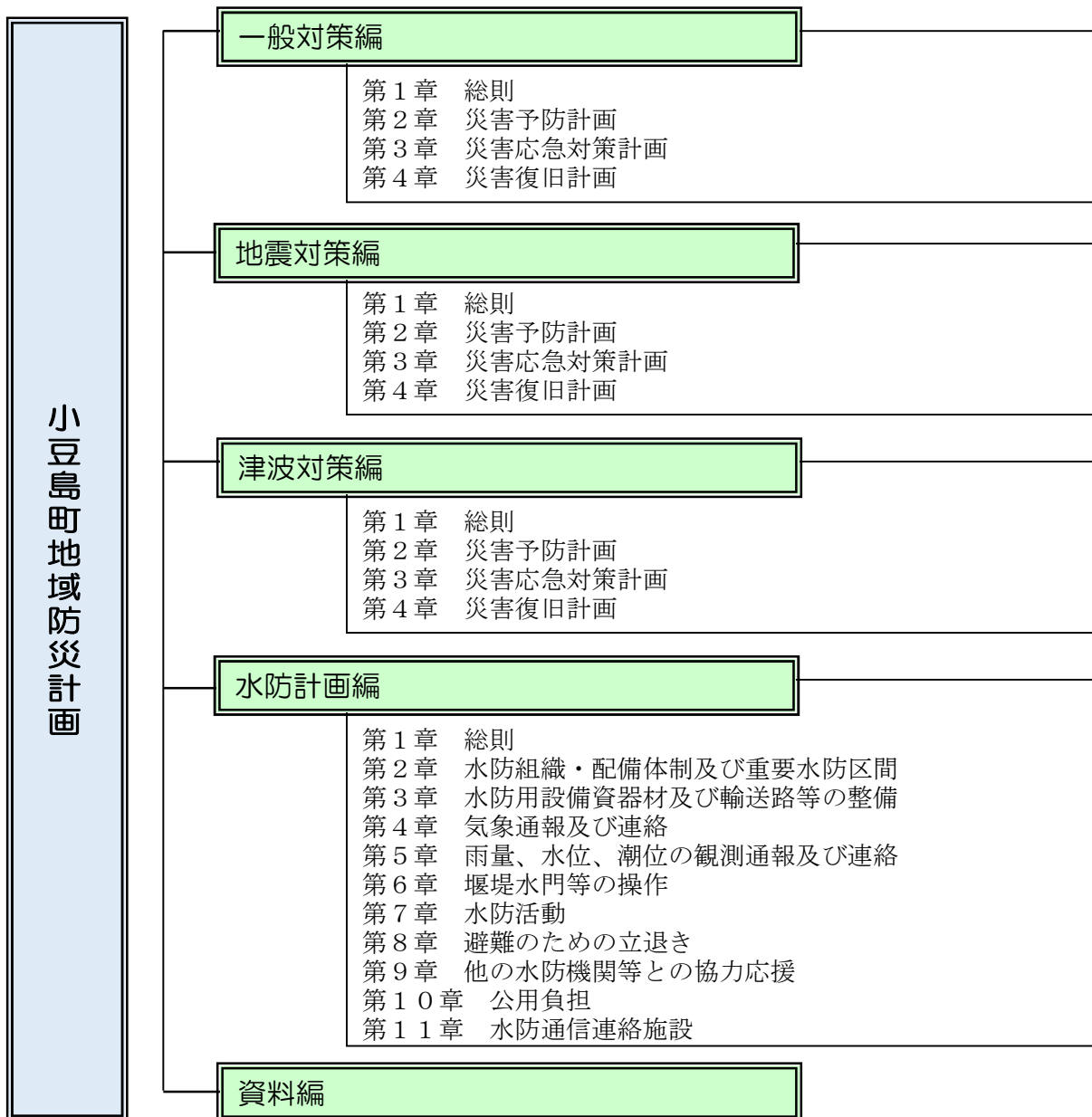
3 計画の位置づけ

小豆島町地域防災計画の位置付けは以下のとおりです。



4 計画の体系（全体構成）

小豆島町地域防災計画の全体構成は以下のとおりとします。



5 各機関の役割

この計画において、町、県、香川県広域水道企業団、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体等並びに住民の果たす責務について定めます。

<p>小豆島町の役割</p>	<p>町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施し、災害に的確かつ迅速に対応することができる地域づくりに努める。</p>
<p>香川県の役割</p>	<p>県は、市町を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、活動の総合調整を行い、町及び関係機関と連携し、災害に強い県土づくり及びネットワークづくりに努める。</p>
<p>香川県広域水道企業団の役割</p>	<p>香川県広域水道企業団は、直島町を除く県内全域に対して水道水を供給する水道事業者であり、危機に際し、住民の日常生活に直結してその健康を守るために欠くことのできない水道水を供給する事業者として、住民の生命・健康を守るとともに、社会・経済活動を維持するため、県、関係市町、関係機関等と相互に協力・連携し、災害時においても速やかに水道水を安定して給水できるよう努める。</p>
<p>指定地方行政機関の役割</p>	<p>指定地方行政機関は、町域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。</p>
<p>指定公共機関及び指定地方公共機関の役割</p>	<p>指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう協力する。</p>
<p>公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p>	<p>公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、町及び防災関係機関の防災活動に協力する。</p>
<p>住民の役割</p>	<p>災害対策基本法により、防災関係機関のみならず住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならないこととされている。</p> <p>住民は、「自らの生命は自ら守る、自ら危険を察知して適切な行動をとる」（自助）、「自分たちの地域は自分たちで守る」（共助）という考えに立ち、災害を未然に防止し、災害による被害を最小限に食い止めるため、日頃から自らの地域について知り、防災に関する知識を身につけ、備えや訓練などの防災活動に努めるとともに、災害発生時にあっては、自己の安全を確保し、相互に協力して応急対策活動に努めるものとする。</p>

6 香川県の主な地震被害

地震名 発生年月日	規模 震度	震央	被害状況
宝永地震 1707年 10月28日 (宝永4年10月4日)未刻	M8.6	北緯 33.2° 東経135.9° 深さ - 紀伊半島沖	我が国最大級の地震の一つ。全体で死者5,000人余、潰家約59,000軒、家屋の倒壊範囲は東海道・近畿・中国・四国・九州と中部地方の一部に及ぶ。 香川県では、死者28人、倒壊家屋929軒、丸亀城破損。また、五剣山の1峰崩落。余震は、12月まで続く。5～6尺(2m弱)の津波で相当の被害があった。
安政南海地震 1854年 12月24日 (嘉永7年[安政1年]11月5日)申の中刻	M8.4	北緯 33.0° 東経135.0° 深さ - 紀伊半島沖	被害は、近畿・中国・四国・九州と中部地方の一部に及ぶ。房総より九州東岸にまで大津波が襲来。全体で死者3,000人、家屋全壊10,000戸、半壊40,000戸、焼失6,000戸、流失15,000戸。 香川県では、死者5人、負傷者19人、倒壊家屋2,961軒、土蔵被害157箇所、塩浜石垣崩れ3,769間、塩浜堤大破7,226間、川堤崩れ6,456間、せき崩れ491箇所、池大破264箇所、橋被害126箇所であった。この地震による津波の高さは、香西(高松市西部)で1尺(30cm余)であったが、満潮と重なり、志度浦と津田浦(共に県東部沿岸)で被害があった。
北丹後地震 1927年 (昭和2年) 3月7日 18時27分	M7.3 震度 多度津4	北緯 35° 37.9' 東経 134° 55.8' 深さ 18km 京都府北部	被害は、丹後半島の顎部が最も激しく、近畿・中国・四国の一部にも及ぶ。全体で死者2,925人、負傷者7,806人、家屋全壊12,584戸、半壊10,886戸、焼失9,151戸。 香川県では、小被害があった。
南海地震 1946年 (昭和21年) 12月21日 4時19分	M8.0 震度 高松 5 多度津 5	北緯 32° 56.1' 東経 135° 50.9' 深さ 24km 紀伊半島沖	極めて大規模な地震で、被害は中部以西西日本各地に及び、津波は房総半島から九州に至る沿岸を襲った。全体で死者1,362人、行方不明102人、負傷者2,632人、家屋全壊11,506戸、半壊21,972戸、焼失2,602戸、流失2,109戸、浸水33,093戸等甚大な被害があった。 香川県では、死者52人、負傷者273人、家屋全壊608戸、半壊2,409戸、道路損壊238箇所、橋梁破損78箇所。また、堤防決潰・亀裂154箇所による塩田の浸水被害、地盤沈下による無形の被害も多い。
平成7年(1995年)兵庫県南部	M7.3 震度	北緯 35° 9' 東経 135° 02.1'	この地震による被害は極めて甚大で、16府県に及んだ。全体で死者6,433人、行方不明3人、負傷者

地震名 発生年月日	規模 震度	震央	被害状況
地震 (阪神・淡路大震災) 1995年 (平成7年) 1月17日 5時46分	高松 4 多度津 4 坂出 4	深さ 16km 淡路島付近	43,792人、家屋全壊104,906棟、半壊144,274棟等の被害があった。 香川県では、負傷者7人、屋根瓦の破損等建物被害3戸、県道がけ崩れ1箇所、水道管破裂2箇所等の被害があった。
平成12年(2000年)鳥取県西部地震 2000年 (平成12年) 10月6日 13時30分	M7.3 震度 土庄 5強 観音寺 5弱 高松 5弱 小豆島 5弱 三豊 5弱 東かがわ5弱 その他 4	北緯 35° 16.4' 東経 133° 20.9' 深さ 9km 鳥取県西部	この地震による被害は鳥取、島根両県を中心に、1府9県に及んだ。死者はいなかったものの、全体で、負傷者182人、家屋全壊435棟、半壊3,101棟、道路被害667箇所、がけ崩れ367箇所等の被害があった。 香川県では、負傷者2人、建物一部破損5棟の被害があった。
平成13年(2001年)芸予地震 2001年 (平成13年) 3月24日 15時27分	M6.7 震度 高松 4 多度津 4 小豆島 4 土庄 4 観音寺 4 坂出 3	北緯 34° 07.9' 東経 133° 41.6' 深さ 46km 安芸灘	この地震による被害は広島、愛媛両県を中心に、9県に及んだ。 全体で、死者2人、負傷者288人、家屋全壊70棟、半壊774棟、文教施設被害1,222箇所等の被害があった。 香川県では、人的被害はなく、建物一部破損10棟の被害があった。
淡路島付近を震源とする地震 2013年 (平成25年) 4月13日 5時33分	M6.3 震度 東かがわ、 小豆島 5弱 高松 4 さぬき 4 綾川 4 土庄 4	北緯 34° 25.1' 東経134° 49.7' 深さ 15km 淡路島付近	この地震による被害は兵庫県淡路市を中心に、1府4県に及んだ。 全体で、負傷者35人(うち重傷者11人)、家屋全壊8棟、半壊101棟、一部破損8,305棟等の被害があった。 香川県では、人的被害、物的被害のいずれもなかった。
伊予灘を震源とする地震 2014年 (平成26年) 3月14日 2時6分	M6.2 震度 高松 4 丸亀 4 観音寺 4 さぬき 4 三豊 4 土庄 4 小豆島 4 直島 4	北緯 34° 41.5' 東経 131° 53.4' 深さ 78km 伊予灘	この地震による被害は広島、大分両県を中心に6県に及んだ。 全体で、負傷者21人(うち重傷者2人)、家屋一部損壊57棟の被害があった。香川県では、人的被害、物的被害のいずれもなかった。

地震名 発生年月日	規模 震度	震央	被害状況
鳥取県中部を震源とする地震 2016年 (平成28年) 10月21日 14時7分	M6.6 震度 高松 4 観音寺 4 さぬき 東かがわ 4 三豊 4 土庄 4 小豆島 4 綾川 4	北緯35° 22.8' 東経133° 51.3' 深さ 11km 鳥取県中部	この地震による被害は鳥取県を中心に、1府3県に及んだ。 全体で、負傷者30人（うち重傷者5人）、家屋全壊12棟、半壊95棟、一部破損12,525棟等の被害があった。 香川県では、人的被害、物的被害のいずれもなかった。
大阪府北部を震源とする地震 2018年 (平成30年) 6月18日 7時58分	M6.1 震度 小豆島 4	北緯34° 50.4' 東経135° 37.2' 深さ 13km 大阪府北部	この地震による被害は大阪府を中心に、2府5県に及んだ。 全体で、死者6人、負傷者443人（うち重傷者28人）、家屋全壊18棟、半壊517棟、一部破損57,787軒等の被害があった。 香川県では、人的被害、物的被害のいずれもなかった。

- (注) 1 高松地方気象台の調査による。(参考文献:「新編日本被害地震総覧」東京大学出版会)
- 2 表中の震度は、「平成7年(1995年)兵庫県南部地震」までは気象庁震度観測点による。「平成12年(2000年)鳥取県西部地震」以降は、各市町の震度観測点の最大の値である。
- 3 兵庫県南部地震、鳥取県西部地震、芸予地震、淡路島付近を震源とする地震、伊予灘を震源とする地震及び鳥取県中部を震源とする地震及び大阪府北部を震源とする地震の被害状況は、総務省消防庁による。

7 地震・津波被害想定

県の地震・津波被害想定調査による本町の被害想定結果は次のとおりです。

		南海トラフ (最大クラス)の地震・津波による被害	中央構造線の地震による被害	長尾断層の地震による被害	
建物被害 (全壊) (冬18時)	揺れ(棟数)	620	*	*	
	液状化(棟数)	110	30	*	
	津波(棟数)	90	—	—	
	急傾斜地崩壊(棟数)	20	*	*	
	地震火災(棟数)	200	220	*	
	合計(棟数)	1,000	250	*	
人的被害 (死者数) (冬深夜)	建物倒壊(人)	40	*	*	
	うち屋内収容物移動・転倒、 屋内落下物(人)	*	*	*	
	津波(人)	50	—	—	
	急傾斜地崩壊(人)	*	*	*	
	火災(人)	*	*	*	
	ブロック塀等(人)	*	*	*	
合計(人)	90	*	*		
人的被害 (負傷者数) (冬深夜)	建物倒壊(人)	430	20	*	
	うち屋内収容物移動・転倒、 屋内落下物(人)	50	*	*	
	津波(人)	*	—	—	
	急傾斜地崩壊(人)	*	*	*	
	火災(人)	*	*	*	
	ブロック塀等(人)	*	*	*	
合計(人)	430	20	*		
人的被害 (自力脱出 困難者・要救 助者)	揺れに伴う自力脱出困難者(人)	100	*	*	
	津波による要救助者(人)	10	—	—	
ライフ ライン被害	上水道	断水人口(人)	12,000	1,700	*
		断水率(%)	76%	11%	*
	電力	停電軒数(軒)	15,000	1,300	20
		停電率(%)	100%	12%	0%
	通信(固定 携帯電話)	不通回線数(回線)	4,600	610	10
		不通回線率(%)	63%	8%	0%
停波基地局率(%)		52%	*	*	
交通施設	道路(緊急輸送)	被害箇所(箇所)	20	10	*

			南海トラフ (最大クラス)の地震・津波による被害	中央構造線の地震による被害	長尾断層の地震による被害
被害	鉄道	被害箇所(箇所)	—	—	—
	港湾	港湾被害箇所(箇所)	10	*	*
生活への影響	避難者	避難所(人)	3,400	40	0
		避難所外(人)	2,300	30	0
災害廃棄物	災害廃棄物等	災害廃棄物(トン)	41,000	350	*
		津波堆積物(トン)	114,000～ 182,000	—	—
その他の被害(定量的手法)	エレベータの停止	停止数(棟数)	10	10	10
		危険物	火災(箇所)	*	*
	流出(箇所)		*	*	*
	破損等(箇所)		*	*	*

※1:「*」は少ないが被害がある

※2:「—」は該当無し

※3:四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある

第2 小豆島町地域防災計画の主な修正事項

1 全編にわたる修正事項

① 令和2年5月1日の小豆島町の組織再編に伴う修正

部制の廃止

介護サービス課の廃止

総務課内に危機管理室の設置

住民課、環境衛生課、人権対策課 → 住民生活課

建設課、人権対策課、企画財政課、環境衛生課 → 住まい政策課

学校教育課、子育て共育課 → こども教育課

社会教育課 → 生涯学習課

② 関係機関の状況変化に伴う修正

関係団体の名称や電話番号等、最新の状況に更新・修正。

2 香川県地域防災計画の修正、防災基本計画の修正及び災害対策基本法の改正等を踏まえた修正

① ため池等農地防災対策計画の修正

〔一般対策編 第2章 第6節 ため池等農地防災対策計画〕

〔地震対策編 第2章 第6節 公共施設等災害予防計画〕

防災重点ため池について、決壊した場合の影響度や地域の実情を踏まえ、ハザードマップを作成するように修正。

② 落下物等の防止対策の追記

〔一般対策編 第2章 第8節 建築物等災害予防計画〕

建物の所有者に対し、必要な耐震診断を行い、その結果に応じて必要な対策を行うよう努める旨を追記。また、ブロック塀、広告板、自動販売機等の工作物を設置する者は、定期的に安全点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努める旨も追記。

③ 施設の安全性の確保の追記

〔一般対策編 第2章 第12節 危険物等災害予防計画〕

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める旨の追記。

④ ライフライン等災害予防計画の追記

〔一般対策編 第2章 第17節 ライフライン等災害予防計画〕

〔地震対策編 第2章 第7節 ライフライン等災害予防計画〕

電気、ガス、通信、上水道等のライフライン施設の確保策を講ずるにあたり、町とライフライン事業者の間で災害時連絡員を派遣する体制を整備する旨の追記。

⑤ 民間事業者との連携の追記

〔一般対策編 第2章 第19節 防災業務体制整備計画〕

〔地震対策編 第2章 第9節 防災業務体制整備計画〕

連携の強化にあたっては、実効性を確保するため、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認をする旨の追記。

⑥ 防災関係機関相互の連携体制の追記

〔一般対策編 第2章 第19節 防災業務体制整備計画〕

〔地震対策編 第2章 第9節 防災業務体制整備計画〕

町及び県は、町長と知事とのホットラインによる緊急連絡体制を構築する旨を追記。

⑦ 防災中枢機能等の確保、充実の追記

〔一般対策編 第2章 第19節 防災業務体制整備計画〕

〔地震対策編 第2章 第9節 防災業務体制整備計画〕

防災中枢機能を果たす施設が、停電や燃料不足により災害対応に支障をきたすことがないように電気事業者と災害時の電力優先供給の調整を行うほか、非常用発電や公用車に必要な燃料の供給について、業界の協力を得て、調達の確保を図る旨を追記。

⑧ 広域防災活動体制の整備

〔一般対策編 第2章 第19節 防災業務体制整備計画〕

〔地震対策編 第2章 第9節 防災業務体制整備計画〕

防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める旨の追記。

⑨ 緊急輸送路の指定等の変更

〔一般対策編 第2章 第21節 緊急輸送体制整備計画〕

〔地震対策編 第2章 第6節 公共施設等災害予防計画〕

〔地震対策編 第2章 第11節 緊急輸送体制整備計画〕

防災機能強化港を内海港から坂手港へ変更。

⑩ 県指定の緊急輸送路の変更

〔一般対策編 第2章 第21節 緊急輸送体制整備計画〕

〔地震対策編 第2章 第11節 緊急輸送体制整備計画〕

防災機能強化港の変更に伴い、第1次輸送確保路線及び第2次輸送確保路線の変更。

⑪ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、整備の追記

〔一般対策編 第2章 第22節 避難体制整備計画〕

〔地震対策編 第2章 第12節 避難体制整備計画〕

避難所における、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を平時から検討するため、指定避難所の収容人数を考慮し、過密抑制のため、可能な限りより多くの避難所の確保に努め、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める旨の追記。

また、マスク、体温計、消毒薬剤等の備品の確保に努める旨も追記。

⑫ 避難に関する広報の追記

〔一般対策編 第2章 第2.2節 避難体制整備計画〕

〔地震対策編 第2章 第1.2節 避難体制整備計画〕

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努め、これを周知する旨の追記。

⑬ 避難計画の策定の追記

〔一般対策編 第2章 第2.2節 避難体制整備計画〕

〔地震対策編 第2章 第1.2節 避難体制整備計画〕

令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における3密の回避や生活環境の確保、開設時の感染症対策を推進する旨の追記。

⑭ 食料等の確保、飲料水の確保及び生活物資の確保

〔一般対策編 第2章 第2.3節 食料、飲料水及び生活物資確保計画〕

〔地震対策編 第2章 第1.3節 食料、飲料水及び生活物資確保計画〕

平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める旨の追記。また、物資調達・輸送調整等システムを活用した在庫状況の登録に努める旨も追記。

⑮ 文化財の保護の追記

〔一般対策編 第2章 第2.4節 文教災害予防計画〕

〔地震対策編 第2章 第1.4節 文教災害予防計画〕

町が、文化財の適切な保護のため、整備を促進する物の中に、自動火災報知設備、消火器を追記。

⑯ ボランティア活動の啓発等の追記

〔一般対策編 第2章 第2.5節 ボランティア活動環境整備計画〕

〔地震対策編 第2章 第1.5節 ボランティア活動環境整備計画〕

災害廃棄物の撤去等について、平時より町や社会福祉協議会が連携体制を構築し、地域住民やNPO・ボランティア等へ災害廃棄物の分別や・排出方法等について広報・周知を進めることにより、ボランティア活動の環境整備に努める旨を追記。

⑰ 在宅の避難行動要支援者の対策の追記

〔一般対策編 第2章 第2.6節 要配慮者対策計画〕

〔地震対策編 第2章 第1.6節 要配慮者対策計画〕

防災担当部局と福祉担当部局が連携の下、避難行動要支援者対策に取り組むため、包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連パンフレット等を設置するとともに高齢者の避難行動の理解促進に向けて、平常時から地域包括センター・ケアマネージャーと連携を図る旨を追記。

⑱ 福祉避難所の指定等の追記

〔一般対策編 第2章 第26節 要配慮者対策計画〕

〔地震対策編 第2章 第16節 要配慮者対策計画〕

町は、指定避難所内の一般の避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者が相談や介助等の必要な生活支援が受けられるよう、福祉エリアを設けるほか、必要に応じて、社会福祉施設等の管理者との協議により、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所の指定の拡充及び設置・運営マニュアルの作成に努める旨の追記。

また、平坦で幅員の広い避難路、車いすも使用できる指定避難所や福祉避難所、大きな字で見やすい標識板など、要配慮者に配慮した防災基盤整備に努める旨も追記。

⑲ 外国人の対策の追記

〔一般対策編 第2章 第26節 要配慮者対策計画〕

〔地震対策編 第2章 第16節 要配慮者対策計画〕

外国人に対する防災知識の普及啓発に、外国語による防災に関するパンフレット等の作成・配布や防災訓練の実施、やさしい日本語による情報伝達等を追記。

⑳ 住民に対する普及啓発の追記

〔一般対策編 第2章 第28節 防災知識等普及計画〕

〔地震対策編 第2章 第18節 防災知識等普及計画〕

町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策では限界があることを前提とし、住民主体の取り組みを支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図ることを追記。

また、平常時から各種ハザードマップを活用した地域における災害リスクの確認を促進するよう周知に努めるほか、体験学習を通して防災意識の普及啓発を図るため、体験型啓発施設等を積極的に活用する旨も追記。

㉑ 企業防災の促進の追記

〔一般対策編 第2章 第28節 防災知識等普及計画〕

〔地震対策編 第2章 第18節 防災知識等普及計画〕

中小企業・小規模事業者は、防災・減災対策の第一歩として、自然災害等による自社の災害リスクを認識し、事業活動の継続に向けた事前対策を盛り込む事業継続力強化計画を作成し、事業活動への影響を軽減するよう努める旨を追記。

また、町と商工会は、共同で事業継続力強化支援計画を策定し、中小企業・小規模事業者における防災・減災対策の普及に努める旨も追記。

㉒ 地域住民の自主防災組織

〔一般対策編 第2章 第29節 自主防災組織育成計画〕

〔地震対策編 第2章 第19節 自主防災組織育成計画〕

町が自主防災組織に行う支援の中に、地区防災計画の作成の支援を追記。

⑳ 指定避難所における動物の適正飼養対策の追記

〔一般対策編 第2章 第31節 被災動物の救護体制整備計画〕

〔地震対策編 第2章 第20節 被災動物の救護体制整備計画〕

町は、混乱を避けるため、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める旨の追記。

㉑ 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の要請の追記

〔一般対策編 第3章 第2節 広域的応援計画・広域避難受入計画〕

〔地震対策編 第3章 第2節 広域的応援計画・広域避難受入計画〕

町は、緊急災害対策派遣隊の派遣について、四国地方整備局河川国道事務所等が派遣するリエゾンや各事務所長・町長のホットライン等を通じて、要請することができる旨を追記。

㉒ 警戒レベルを用いた防災情報の提供の追記

〔一般対策編 第3章 第4節 気象情報等伝達計画〕

「住民等がとるべき行動」、「行動を住民等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する旨を追加。

また、住民等は「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難行動をとることが重要である旨も追加。

㉓ 火災気象通報等の修正

〔一般対策編 第3章 第4節 気象情報等伝達計画〕

高松地方气象台が香川県へ通報する火災気象通報の修正。

㉔ 被災者等への広報活動の追記

〔一般対策編 第3章 第7節 広報活動計画〕

〔地震対策編 第3章 第7節 広報活動計画〕

スマートフォンの位置情報を活用して避難行動をよりの確に促す機能を有する防災アプリを追記。

㉕ 災害発生情報の追記

〔一般対策編 第3章 第13節 避難計画〕

町は、災害が発生したことを把握した場合、可能な限り災害が発生している地域の住民に対して、命を守るための最善の行動を促す災害発生情報を発令するものとし、また、住民は、発生した災害に関する情報を収集し、命を守るため、当該災害の状況に応じた最善の行動を速やかにとる旨を追記。

㉖ 避難情報の具体的な発令基準の修正

〔一般対策編 第3章 第13節 避難計画〕

〔地震対策編 第3章 第14節 避難計画〕

「住民等がとるべき行動」、「行動を住民等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる

情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供していたが、警戒レベル4においては、避難勧告と避難指示の2つの避難情報が発令されその内容がわかりにくいことから、避難勧告を廃止し避難指示へ1本化するための修正。

⑩ 避難情報の内容及び周知の追記

[一般対策編 第3章 第13節 避難計画]

避難時の周囲の状況等により、避難のための立退きを行うことが危険を伴う場合等やむを得なときは、居住者等に対し、「屋内安全確保」等の安全確保措置を指示するものとし、また、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める旨を追記。

⑪ 避難誘導の追記

[一般対策編 第3章 第13節 避難計画]

[地震対策編 第3章 第14節 避難計画]

[津波対策編 第3章 第14節 避難計画]

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする旨の追記。

⑫ 指定避難所の開設の追記

[一般対策編 第3章 第13節 避難計画]

[地震対策編 第3章 第14節 避難計画]

[津波対策編 第3章 第14節 避難計画]

町は、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認する旨を追記。

また、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合においては、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する旨に修正。

⑬ 指定避難所の運営の追記

[一般対策編 第3章 第13節 避難計画]

[地震対策編 第3章 第14節 避難計画]

[地震対策編 第3章 第14節 避難計画]

指定避難所における性的少数者への配慮を講じるよう努める旨の追記。

⑭ 食料の調達追記

[一般対策編 第3章 第14節 食料供給計画]

[地震対策編 第3章 第15節 食料供給計画]

物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県に対して調達又は斡旋を要請する旨の追記。

③⑤ 生活必需品等の調達の追記

〔一般対策編 第3章 第16節 生活必需品等供給計画〕

〔地震対策編 第3章 第17節 生活必需品等供給計画〕

物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県に対して調達又は斡旋を要請する旨の追記。

③⑥ 防疫対策の追加

〔一般対策編 第3章 第17節 防疫及び保健衛生計画〕

〔地震対策編 第3章 第18節 防疫及び保健衛生計画〕

町は、災害時に感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、発熱等症状が出た場合の対応を含め、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める旨を追記。

③⑦ 災害廃棄物処理計画の策定の修正

〔一般対策編 第3章 第18節 廃棄物処理計画〕

〔地震対策編 第3章 第19節 廃棄物処理計画〕

町は、担当職員が円滑かつ迅速に業務を遂行できるようにするため作成した行動マニュアルについて、訓練等を通じてより実効性の高いものとなるよう見直しを図る旨に修正。

③⑧ 損壊家屋の解体の追記

〔一般対策編 第3章 第18節 廃棄物処理計画〕

〔地震対策編 第3章 第19節 廃棄物処理計画〕

町は、石綿の飛散防止及びフロン類の適正処理のため、解体前に石綿及びフロン類の残量について確認を行うよう解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等に対して周知を図る旨を追記。

③⑨ 受入体制の整備の追記

〔一般対策編 第3章 第27節 ボランティア受入計画〕

〔地震対策編 第3章 第29節 ボランティア受入計画〕

町は、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める旨を追記。

④⑩ 香川県災害派遣福祉チーム（DWA T）の追記

〔一般対策編 第3章 第28節 要配慮者応急対策計画〕

〔地震対策編 第3章 第30節 要配慮者応急対策計画〕

香川県災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣要請の目的と業務を追記。

④⑪ 計画的復興の追記

〔一般対策編 第4章 第1節 復旧復興基本計画〕

〔地震対策編 第4章 第1節 復旧復興基本計画〕

町及び県は、被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取組みを推進する旨を追記。

④② 被災証明・罹災証明の交付の追記

〔一般対策編 第4章 第3節 被災者等生活再建支援計画〕

〔地震対策編 第4章 第3節 被災者等生活再建支援計画〕

町は、住家被害の調査や被災証明の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める旨を追記。

④③ 被災中小企業者の復興支援の追記

〔一般対策編 第4章 第3節 被災者等生活再建支援計画〕

〔地震対策編 第4章 第3節 被災者等生活再建支援計画〕

町及び県は、あらかじめ商工会と連絡体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める旨を追記。

④④ 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応の追記

〔地震対策編 第1章 第7節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応〕

〔津波対策編 第1章 第6節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応〕

南海トラフ地震防災対策推進基本計画の修正を踏まえ、地震対策編、津波対策編に新たな節「南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応」を追記。

④⑤ 液状化災害の予防対策の追記

〔地震対策編 第2章 第3節 地盤災害等予防計画〕

町は、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努める旨の追記。

第3 災害への対策

1 災害対策への町の配備態勢

町は、下記の配備態勢で防災活動及び災害への応急対策を実施します。

(1) 一般対策

①風水害の場合

区 分	配 備 基 準	配 備 体 制
注意報配備	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 強風、大雨、洪水、高潮等の注意報が発表され、警報へ切り替える可能性が確実で災害の発生が予想される時 ◇ その他特に町長（本部長）が必要と認めたとき 	特に関係ある課の少数人員及び小豆島東消防署当務隊による情報の収集及び連絡活動を円滑に行いうる体制をとる
第1次配備	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 暴風、大雨、洪水、高潮等の警報が発表されたとき ◇ その他特に町長（本部長）が必要と認めたとき 	消防要員のほか、災害応急対策に関係ある課の所要人員で、情報の収集及び連絡活動を円滑に行いうる体制をとる 第2次配備に移行しうる体制とする
第2次配備	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 土砂災害警戒情報及び記録的短時間大雨情報が発表され災害が起こるおそれがあるとき、又は発生したとき ◇ 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき ◇ 竜巻注意報が発表され、災害が起こるおそれがあるとき ◇ その他特に町長（本部長）が必要と認めたとき 	消防要員のほか、災害応急対策に関係ある課の所要人員で、情報収集連絡活動及び応急措置を実施する 第3次配備に移行しうる体制とする
第3次配備	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 特別警報（暴風、大雨、高潮、波浪、大雪、暴風雪）が発表されたとき ◇ 町内に、大規模な災害が発生し被害の程度が甚大と認められるとき、又は甚大な被害発生が予想される時 ◇ その他特に町長（本部長）が必要と認めたとき 	消防要員のほか、災害対策本部に関係ある職員は、全員待機して災害対策に従事する

②その他の災害の場合

区 分	配 備 基 準	配 備 体 制
第1次配備	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 林野火災が発生したとき ◇ 油等流出事故が発生したとき ◇ その他小規模な事故が発生したとき 	消防要員のほか、特に関係ある課の少数人員で、情報の収集及び連絡活動を円滑に行いうる体制をとる 第2次配備に移行しうる体制とする

区 分	配 備 基 準	配 備 体 制
第2次配備	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 大規模な火災又は爆発が発生したとき ◇ 災害を誘発する物質の大量流出等が発生したとき ◇ 大規模な航空機、船舶等の事故が発生したとき 	<p>消防要員のほか、災害応急体策に関係ある課の所要人員で、情報収集連絡活動及び応急措置を実施する</p> <p>第3次配備に移行しうる体制とする</p>
第3次配備	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 上記の事故等により、相当規模の被害が発生したとき ◇ 県周辺の原子力発電所事故が発生したとき ◇ 通常の組織による対応では、災害応急対策が不十分又は不可能であるとき (災害対策本部を設置するとき) 	<p>消防要員のほか、災害対策本部に関係ある職員は、全員待機して災害対策に従事する</p>

(2) 地震・津波対策

①地震・津波の場合

区 分	配 備 基 準	配 備 体 制
第1次配備	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 町内又は周辺地域で震度4の地震が発生したとき ◇ 香川県に津波注意報が発表されたとき ◇ 「南海トラフ地震に関連する情報」(臨時)が発表されたとき 	<p>消防要員のほか、特に関係ある課の少数人員で、情報の収集及び連絡活動が円滑に行いうる体制をとる</p> <p>第2次配備に移行しうる体制とする</p>
第2次配備	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 町内又は周辺地域に震度5弱又は5強の地震が発生したとき ◇ 香川県に津波警報が発表されたとき ◇ 南海トラフを震源とする地震発生を受けて、災害対策本部が設置されたとき 	<p>消防要員のほか、災害応急体策に関係ある課の所要人員で、情報収集連絡活動及び応急措置を実施する</p> <p>第3次配備に移行しうる体制とする</p>
第3次配備	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 町内又は周辺地域で震度6弱以上の地震が発生したとき ◇ 香川県に大津波警報(特別警報)が発表されたとき 	<p>消防要員のほか、災害対策本部に関係ある職員は、全員待機して災害対策に従事する</p>

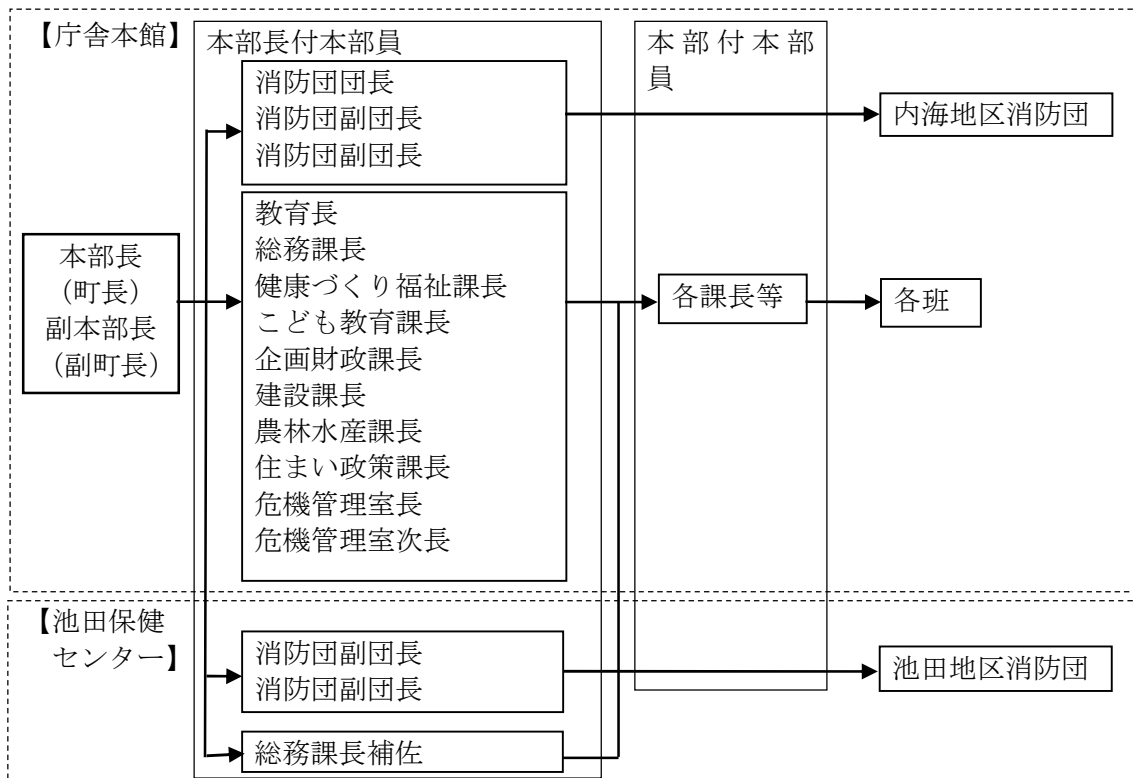
(3) 水防対策

①水防業務の場合

区 分	配 備 基 準
注意報配備	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 大雨、洪水、高潮注意報が発表されたとき ◇ その他必要と認められたとき
第1次配備	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 暴風、大雨、洪水、高潮警報が発表されたとき ◇ その他必要と認められたとき
第2次配備	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 被害の発生が予想され、又は発生したとき ◇ 警戒水位に達したとき ◇ その他必要と認められたとき
第3次配備	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 被害の程度が甚大と認められるとき ◇ その他必要と認められたとき

別表 1 【災害対策本部組織図】

令和 3 年 4 月 1 日現在



- ※ 本部長(町長)は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
- ※ 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- ※ 本部長、副本部長ともに事故あるときは、総務課長、危機管理室長、建設課長、農林水産課長が順にその職務を代理する。
- ※ 本部付本部員は、水防本部と同様とする。

別表2【災害対策本部の各班の分掌事務】

班名	担当課名	分掌事務
総務班	総務課 出納室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部の運営に関する事 2. 本部の会議に関する事 3. 防災会議に関する事 4. 職員の非常招集、動員及び派遣に関する事 5. 本部長の命令、指令の伝達に関する事 6. 各班との連絡調整に関する事 7. 防災行政無線、香川県防災情報システム等通信設備に関する事 8. 雨量・水位情報の収集に関する事 9. 注意報、警報等の伝達に関する事 10. 消防機関の応援要請、受入に関する事 11. 災害応急対策の総括、調整に関する事 12. 災害応急対策における企業、団体、自治会、自主防災組織、住民に対する指示及び協力要請に関する事 13. 自衛隊の災害派遣要請、受入調整に関する事 14. 被害状況の収集、集計、県への報告に関する事 15. 国、県の機関等の視察、調査に関する事 16. 県、他の市町等関係機関への要請、陳情等の調整に関する事 17. 住民からの照会、問い合わせ、要請等の窓口対応に関する事 18. 被災職員に関する事 19. 受援（人的資源・物的資源）に関する事 20. 高齢者等避難、避難指示の決定及び伝達に関する事 21. 指定避難所及び指定緊急避難場所等の開設・運営に関する事 22. 避難行動要支援者名簿の運用・提供に関する事 23. 本部の経理に関する事 24. 本部に必要な物品等の確保に関する事 25. 義援金品の受付保管に関する事 26. 災害時における出納事務に関する事 27. その他、他の班に属さない事項
情報班	企画財政課 議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時の輸送に関する事 2. 災害対策用車両及び船舶の確保に関する事 3. 防災関係機関の災害応急対策実施状況の情報収集、取りまとめに関する事 4. 公共交通機関の状況の収集伝達に関する事 5. 災害広報に関する事 6. 報道機関への対応（情報提供）に関する事 7. 災害対策に関する予算の総括に関する事
保健医療民生班	住民生活課 税務課 収納対策室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害救助法の適用に関する事 2. 被災者の応急救助に関する事 3. 災害用食料、炊き出し施設の確保に関する事 4. 救助物資の供給に関する事 5. 義援金品の取扱いに関する事 6. り災証明、被災証明、被災者台帳の作成に関する事 7. 被害家屋等の調査及び被害認定に関する事

班名	担当課名	分掌事務
		8. り災者の安否問い合わせ及び行政相談に関する こと 9. 被害納税者の調査に関すること 10. 被害納税者の減免等に関すること 11. 遺体の処置、火葬、埋葬に関すること
	健康づくり福祉課 高齢者福祉課 介護保険施設	1. 被災者の栄養指導に関すること 2. 被災者のメンタルヘルスに関すること 3. 食品衛生の指導に関すること 4. 災害ボランティアの受入に関すること 5. 社会福祉施設との連絡調整に関すること 6. 在宅の要配慮者対策に関すること 7. 避難行動要支援者名簿の作成に関すること 8. 災害時の医療に関すること 9. 医師、看護師等の確保に関すること 10. 医薬品、血液対策に関すること 11. 応急救護所の設置及び運営に関すること 12. 医療機関との調整に関すること 13. 福祉避難所の開設・運営に関すること
環境衛生班	住民生活課	1. 災害廃棄物仮置場及び災害廃棄物処分場の確保に 関すること 2. 水害及び震災に係る災害廃棄物の処理に関する こと 3. 被災地の防疫・清掃に関すること 4. 水質汚濁、大気汚染等の発生源の監視に関する こと 5. 仮設トイレの確保及び設置に関すること 6. し尿の収集、処理に関すること 7. 迷いペットの対応及びペットの処理に関する こと
農林水産商工班	農林水産課 オリーブ課 商工観光課	1. 農林水産業における被害調査に関すること 2. 治山事業に関すること 3. 災害応急資機材の調達に関すること 4. 災害対策用物資の確保に関すること 5. 旅行業関係団体との連絡調整に関すること 6. 観光客に対する応急対策に関すること 7. 災害対策のための労働者の確保に関する こと
土木班	建設課 住まい政策課	1. 高潮対策、水防活動に関すること 2. 急傾斜地、地すべり、砂防施設の被害調査及び 応急危険度判定に関すること 3. 緊急輸送路の確保に関すること 4. 交通管理者との連絡調整に関すること 5. 被災建物及び被災宅地の応急危険度判定に 関すること 6. 応急仮設住宅の建設に関すること 7. 応急仮設住宅の入居者選定に関する こと
文教班	こども教育課	1. 児童生徒の避難・保健管理に関すること 2. 災害時の教育対策に関すること 3. 教科書、学用品に関すること 4. 学校給食対策に関すること 5. 教育関係義援金品の受付に関する こと
	生涯学習課	1. 社会教育施設、文化財等の被害調査に関する こと
消防班	消防団	1. 団員の出動指令及び指揮連絡に関する こと

班名	担当課名	分掌事務
		2. 消防体制及び消防活動の総括に関する事 3. 水防体制及び水防活動の総括に関する事 4. 臨時ヘリポートに関する事 5. 防災資材の調達及び配分に関する事 6. 危険箇所の警戒及び防御に関する事 7. 住民の避難指示、誘導に関する事
各班共通事項		1. 所管する施設及び分野の災害対策に関する事 2. 所管する施設及び分野の応急対策に関する事 3. 所管する施設及び分野の被害情報の収集、取りま とめに関する事 4. 関係機関、団体等との連絡調整に関する事 5. 所管する施設が避難所として開設された場合の協 力に関する事 6. 本部長の指示による事務及び他班の応援に関する 事

別表3【配備内容】

令和3年4月1日現在

区分	庁舎本館	池田保健センター
第1次配備	本部長（町長） 副本部長（副町長） ○本部待機 ・本部長付本部員 教育長 総務課長 健康づくり福祉課長 こども教育課長 企画財政課長 建設課長 農林水産課長兼オリーブ課長 住まい政策課長 危機管理室長 危機管理室次長 ・本部付本部員 税務課長 出納室長 住民生活課長 高齢者福祉課長 商工観光課長 生涯学習課長 議会事務局長 ・消防 団長 副団長（2名） 東消防署署長 ○各部署待機：総務課、建設課、農林水産課、住まい政策課 ○ポンプ場 建設課、農林水産課 ○屯所待機 班長以上の消防団員 ○施設待機 介護保険施設事務長 ○自宅待機 町職員、消防団員	○本部待機 ・本部長付本部員 総務課課長補佐 ・本部付本部員 総務課係長 ・消防 副団長（2名） 東消防署署員 ○各部署待機 総務課 ○ポンプ場 建設課、農林水産課 ○屯所待機 班長以上の消防団員 ○自宅待機 町職員、消防団員
第2次配備	◇第1次配備に加え、非番消防隊員、消防団員の全員を出動させる。 ◇町職員は、状況に応じて個別に招集する。 （所属課課長からの連絡により登庁）	
第3次配備	◇第2次配備に加え、町職員を全員招集する。 （所属課課長からの連絡により登庁）	

※上記の配備区分は、状況により随時変更できるものとし、それぞれ次の配備に直ちに切り替える体制とする。

2 気象通報の種類と発表基準

1 風水害関係

(1) 高松地方気象台は、大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」を、重大な災害が起こるおそれがあるときには「警報」を、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」を、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町ごとに発表する。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所を「危険度分布」等で発表する。

① 特別警報

大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。

【特別警報一覧表】

種類	発表基準等
大雨特別警報	<p>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。</p> <p>大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。</p> <p>災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p>
大雪特別警報	<p>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合</p>
暴風特別警報	<p>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合</p>
暴風雪特別警報	<p>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</p>
波浪特別警報	<p>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。</p>
高潮特別警報	<p>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。</p> <p>避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>

② 警報

大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害が起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報。

【警報一覧表】

種類	発表基準等
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水警報	河川の上流域での降雨などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

③ 注意報

大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。

【注意報一覧表】

種類	発表基準等
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
洪水注意報	河川の上流域での降雨などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」

種類	発表基準等
	のおそれについても注意を呼びかける。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

④ 注意報・警報の発表基準

(令和2年8月6日現在) 発表官署 高松地方气象台

小豆島町	府県予報区		香川県	
	一次細分区域		香川県	
	市町等をまとめた地域		小豆	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	16
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	140
	洪水	流域雨量指数基準	殿川流域=9.4	
		複合基準※ ¹	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 15cm	
	波浪	有義波高	2.5m	
高潮	潮位	2.0m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	12	
		土壌雨量指数基準	106	
	洪水	流域雨量指数基準	殿川流域=7.5	
		複合基準※ ¹	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm	
	波浪	有義波高	1.5m	
	高潮	潮位	1.6m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度 35%で実効湿度 60%		
なだれ	①積雪の深さ 20cm 以上あり降雪の深さ 30cm 以上 ②積雪の深さ 50cm 以上あり最高気温 8℃以上又はかなりの降雨※ ²			
低温	最低気温 - 4℃以下※ ³			
霜	晩霜期 最低気温 3℃以下			
着氷				
着雪	24時間降雪の深さ：20cm 以上 気温：-1℃～2℃			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	90mm		

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値。

※2 気温は高松地方气象台の値。

※3 気温は高松地方气象台の値。

- (1) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

【大雨及び洪水警報・注意報基準表の解説】

- (1) 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- (2) 土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定しているが、土壌雨量指数基準には、市町等の域内における基準値の最低値を示している。
- (3) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。
- (4) 大雨及び洪水の欄中において、「平坦地」とはおおむね傾斜が 30 パーミル以下で、都市化率（ここでは、国土数値情報の土地利用情報に基づき、(建物用地+幹線交通用地) / (すべて-河川・湖沼・海浜・海水) として算出) が 25 パーセント以上の地域を表し、「平坦地以外」はそれ以外の地域を示す。

(参考) 土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨量の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。(一般向け記載の例：降った雨が、どれだけ土中に貯まっているかを数値化したもので、この指数値以上が予測される場合に警報、あるいは注意報が発表される。より大きな指数数値が予測されるほど、また、大きな指数数値が解析されるほど注意・警戒度が高くなる。)

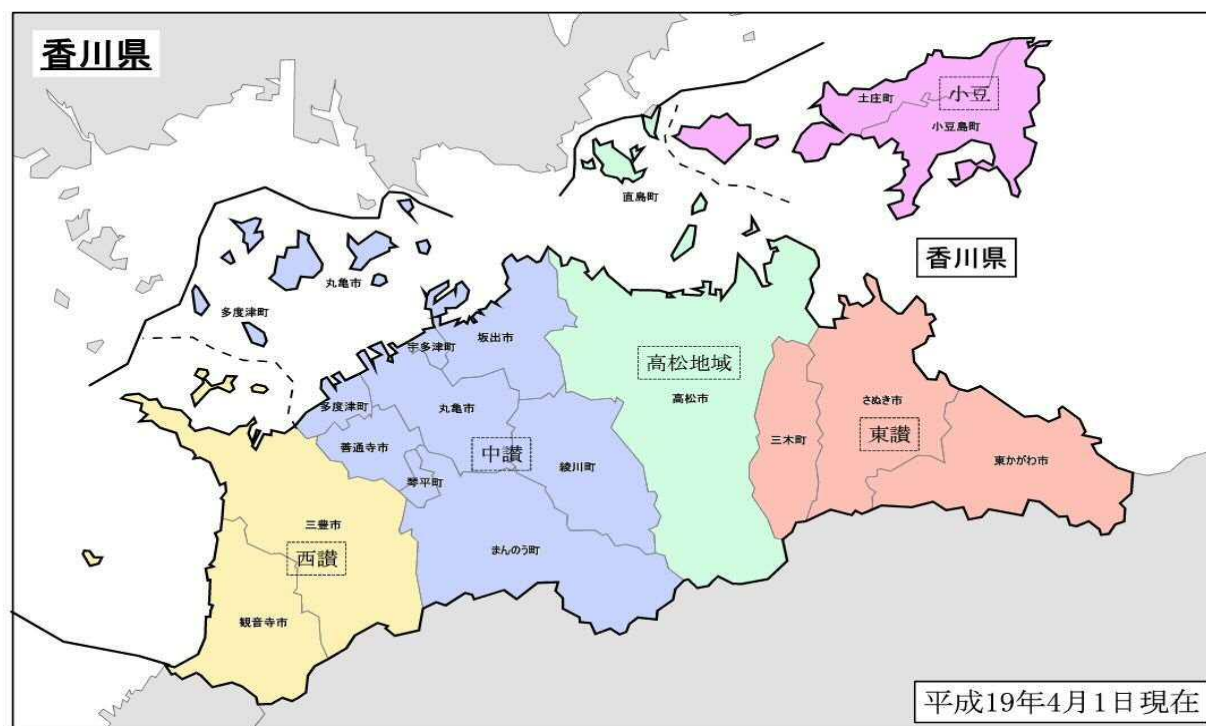
(参考) 流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。(一般向け記載の例：降った雨が、どれだけその川に集まってくるかを数値化したもので、この指数値以上が予測される場合に警報、あるいは注意報が発表される。より大きな指数数値が予測されるほど、また、大きな指数数値が解析されるほど注意・警戒度が高くなる。)

⑤ 特別警報・警報・注意報の地域名称

特別警報・警報・注意報については、該当する市町を明示して発表されるが、報道等では以下のように市町をまとめた地域名称が使用される場合がある。

【市町をまとめた地域名称】

	地域名称	よみ	市 町
香川県	高松地域	たかまつちいき	高松市、直島町
	小豆	しょうず	小豆島町、土庄町
	東讃	とうさん	さぬき市、東かがわ市、三木町
	中讃	ちゅうさん	丸亀市、坂出市、善通寺市、綾川町、宇多津町、まんのう町、琴平町、多度津町
	西讃	せいさん	観音寺市、三豊市



⑥ 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

種類	概要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で5 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に警戒」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

種類	概要
	<ul style="list-style-type: none"> ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされるレベル2に相当。
大雨警報(浸水害)の危険度分布	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発せられたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>
洪水警報の危険度分布	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発せられたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に警戒」(うす紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされるレベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>

⑦ 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、2日先から5日先にかけては日単位で発表される。大雨に関して、翌日までの期間に[高]または[中]が予想される場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(2) 全般気象情報、四国地方気象情報、香川県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発せられた後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。気象情報には、台風、大雨等を対象とする現象に応じて様々な種類がある。

重大な災害が差し迫っている場合には、一層の警戒を呼びかけるため、見出しのみの短文で伝える香川県気象情報が発表される。

(3) 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を対象として、大雨特別警報もしくは大雨警報発表中に記録的な1時間雨量(90mm以上)が観測された場合もしくは解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)した場合に発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認することができる。

【例】

香川県記録的短時間大雨情報 第1号
令和××年△△月〇〇日09時17分 気象庁発表
9時10分香川県で記録的短時間大雨
小豆島町内海で102ミリ
9時香川県で記録的短時間大雨
土庄町付近で120ミリ以上
東かがわ市付近で約90ミリ

(4) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、香川県全域に対して発表される。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺でさらなる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨が香川県全域に対して発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

【例】

香川県竜巻注意情報 第1号
令和××年△△月〇〇日10時27分 気象庁発表
香川県は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。
空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。
落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。
この情報は、〇〇日11時30分まで有効です。

(5) 土砂災害警戒情報

① 土砂災害警戒情報の発表

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった時に、市町長の避難勧告等の発令や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、香川県と高松地方气象台から共同で発表される。なお、これを補足する情報である大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

② 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報を発表した際には、気象情報の伝達系統図に準じて高松地方气象台と県は関係機関へ伝達する。また、県防災行政無線により町、消防機関へ一斉同報により通知するとともに、住民等に対して、携帯電話の一斉同報機能を活用した緊急速報メール配信（エリアメール等）を活用し、周知する。

③ 利用にあたっての留意事項

土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個々の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないこと、がけ崩れなど表層崩壊等による土砂災害を対象としており、深層崩壊、山体崩壊、地すべり等は対象としていないことに留意する必要がある。

また、町は、避難勧告等の発令にあたって、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の溪流・斜面の状況、気象状況等も合わせて総合的に判断するものとする。

また、町は、土砂災害警戒情報が発表された場合に、直ちに避難勧告等を発令することを基本とする。

(6) 特別警報・警報・注意報等の伝達

高松地方気象台は特別警報・警報・注意報等を発表した場合は、気象情報の伝達系統図に従い、高松地方気象台は県及び関係機関に伝達するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、住民等に周知するように努める。

県は、高松地方気象台から送られてきた特別警報・警報・注意報等を県防災情報システムで登録者の携帯電話端末等にメール配信するとともに、県防災行政無線により町及び小豆地区消防本部へ一斉同報する。

特に、県は気象等に関する特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに町へ通知する。町は気象等に関する特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、防災行政無線、広報車、緊急速報メール、消防団、自主防災組織等なるべく多くの手段を用いて、直ちに住民に周知する。住民は、特別警報の発表を受けた場合、直ちに命を守る行動をとるものとする。

町及び県は、特別警報・警報・注意報等の通知を受けたとき又は洪水等のおそれがあるときは、雨量や水位などの変動を監視するとともに、災害危険箇所等における情報を収集する。

【気象警報等発表時における町や住民の対応例】

町の対応	住民の行動	気象警報等の種類							
		大雨		暴風	暴風雪	大雪	高潮	波浪	
		(土砂災害)	(浸水害)						
<ul style="list-style-type: none"> 担当職員の連絡体制確立 気象情報や雨量の状況を収集 注意呼びかけ 警戒すべき区域の巡回 	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報に気をつける テレビ、ラジオ、気象庁HPなどから最新の気象情報を入手 窓や雨戸など家の外の点検 避難場所の確認 非常持出品の点検 	大雨注意報		強風注意報	風雪注意報	大雪注意報	高潮注意報	波浪注意報	
<ul style="list-style-type: none"> 警報の住民への周知 避難場所の準備、開設 必要地域に高齢者等避難 応急対応体制確立 必要地域に避難指示 避難の呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 避難の準備をする 危険な場所に近づかない 日頃と異なったことがあれば、役場などへ通報 暴風警報については、安全な場所に退避 	大雨警報 (土砂災害)	大雨警報 (浸水害)	暴風警報	暴風雪警報	大雪警報	高潮警報	波浪警報	
<ul style="list-style-type: none"> 特別警報が発表され非常に危険な状況であることを住民への周知 直ちに最善を尽くして身を守るよう住民に呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 直ちに命を守る行動を取る（避難場所へ避難するか、外出することが危険な場合は家の中で安全な場所にとどまる） 	大雨特別警報 (土砂災害)	大雨特別警報 (浸水害)	暴風特別警報	暴風雪特別警報	大雪特別警報	高潮特別警報	波浪特別警報	

2 火災気象通報等

(1) 火災気象通報

高松地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条の規定により、その状況を県に通報し、県は速やかに町に通報する。

火災気象通報は、次のいずれかの条件に該当する場合に行う。

① 通報基準

「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨及び降雪時には通報しないことがある。

② 対象とする区域

警報・注意報の二次細分区域（市町単位）を用いる。

③ 通報内容及び時刻

毎日5時頃に、翌日9時までの気象状況の概要を気象概況として香川県に通報する。この際、通報基準に該当、また該当するおそれがある場合、火災気象情報として通報し、注意すべき事項を付加する。

また、直前の通報内容と異なる見通しとなった場合は、その旨を随時に通報する。

(2) 火災警報

町長は、県から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令することができる。

3 異常現象発見者の通報義務等

(1) 異常現象発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町又は警察もしくは高松海上保安部等に通報しなければならない。通報を受けた警察又は高松海上保安部等は、その旨を速やかに町に通報する。

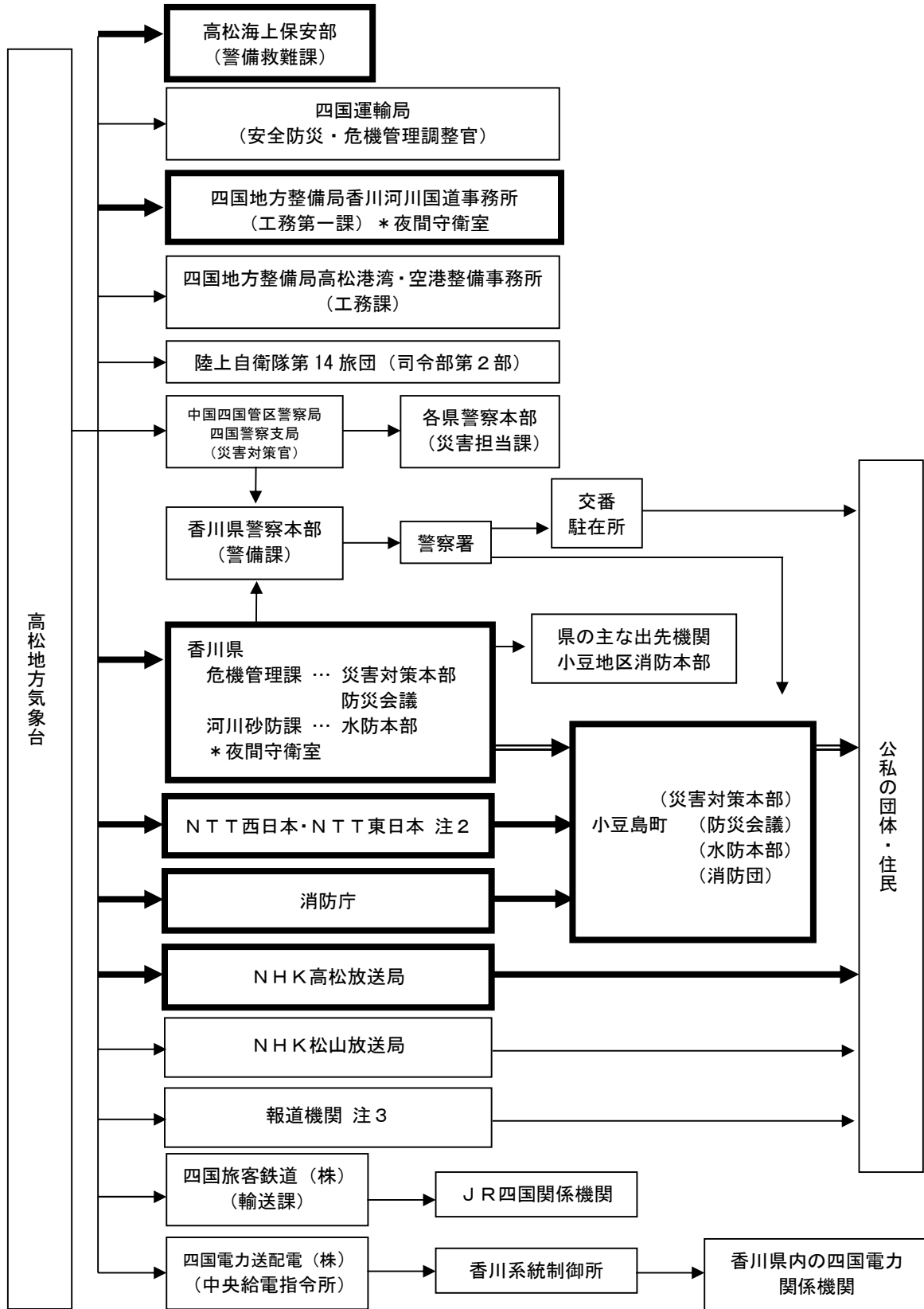
この通報を受けた町は、その旨を速やかに県（危機管理課）、高松地方気象台及びその他の関係機関に通報するとともに、住民、団体等に周知する。

(2) 通報すべき異常現象

- ① 異常な出水、山崩れ、地すべり、堤防決壊等で大きな災害となるおそれがあるとき。
- ② 竜巻、強いひょうがあったとき。
- ③ 異常な高波、うねり、潮位、河川の異常水位等があったとき。
- ④ 土砂災害に関する前兆現象を確認したとき。

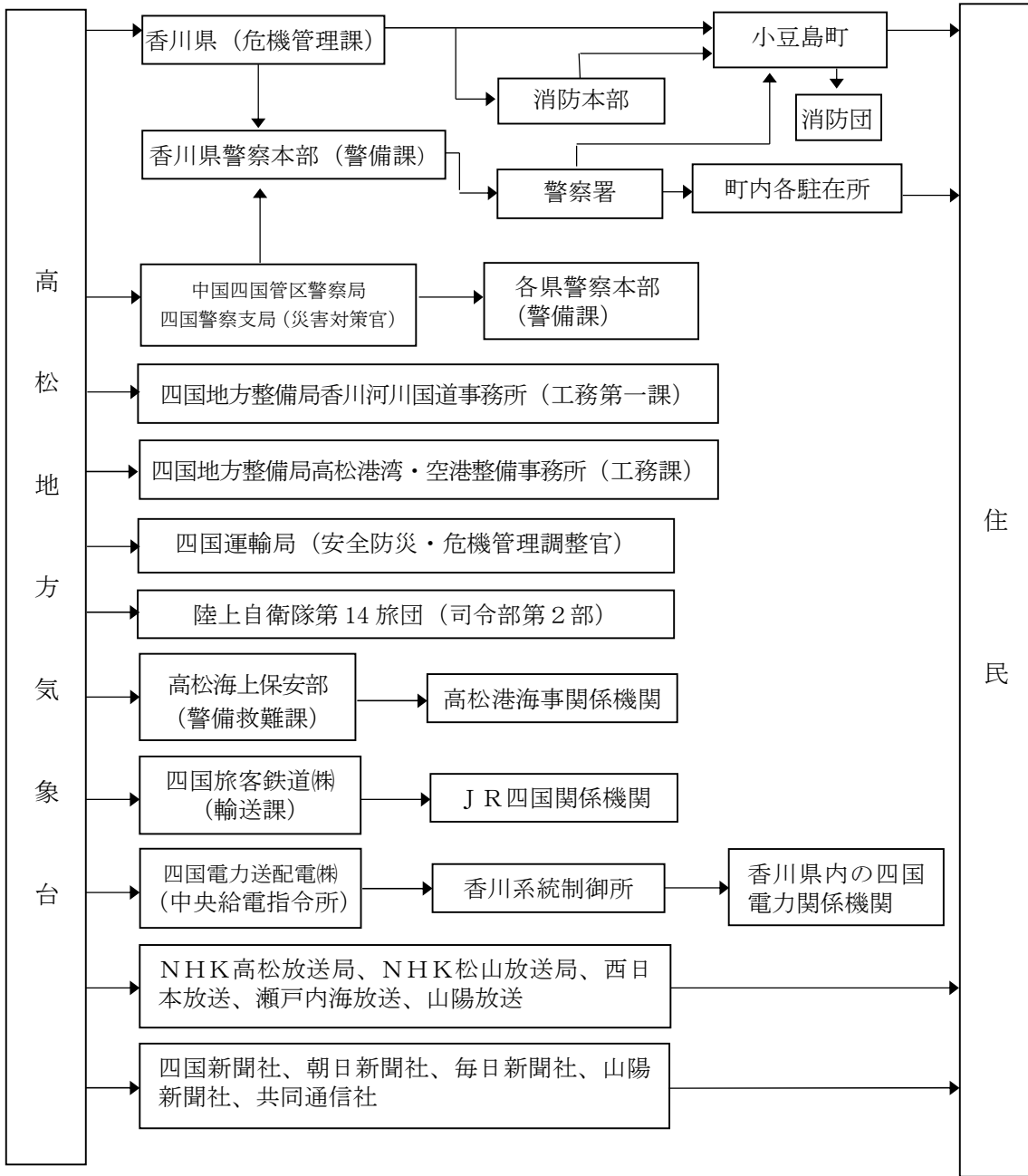
3 情報の伝達

【気象警報等の伝達系統図】

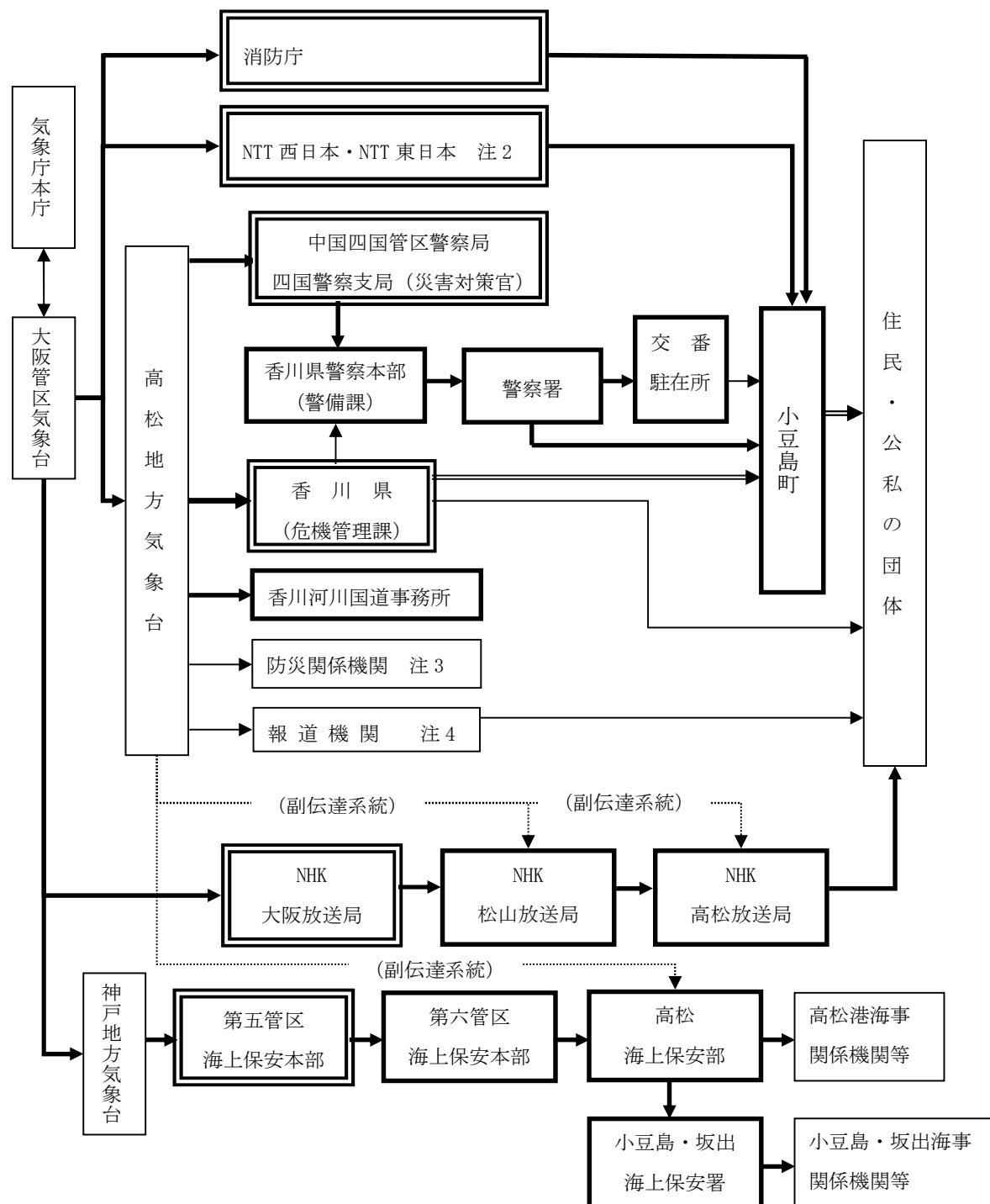


- (注) 1 太線は、法令（気象業務法等）に規定される伝達経路を示す。二重の太線は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路を示す。
 2 NTT西日本・NTT東日本へは特別警報及び警報の発表及び解除だけを通知する。
 3 報道機関とは、西日本放送、瀬戸内海放送、山陽放送、四国新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、山陽新聞社、共同通信社である。

【地震及び津波に関する情報の伝達系統図】



【津波警報、注意報等の伝達系統図】



- (注) 1 太線は、法令(気象業務法)に規定される伝達経路を示す。二重の太線は、特別警報に該当する大津波警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路を示す。
- 2 NTT 西日本・NTT 東日本へは、警報の発表及び解除だけを通知する。
- 3 防災関係機関とは、高松港湾・空港整備事務所、四国運輸局、陸上自衛隊第14旅団、四国旅客鉄道(株)、四国電力(株)である。
- 4 報道機関とは、西日本放送、瀬戸内海放送、四国新聞社、共同通信社である。
- 5 は、気象業務法に規定されている伝達機関である。

4 避難情報の発令基準

各種災害時の避難情報の判断基準は、おおむね次のとおりです。

(1) 土砂災害

区分	判断基準
	<p>【対象地域の考え方】</p> <p>○避難情報の対象とする土砂災害の危険性がある区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」（同区域の指定が進んでいない地域においては、土砂災害危険区域の調査結果を準用する。） ・土砂災害危険区域 ・その他の場所 <p>○避難情報の発表単位</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域等を避難情報の発表単位としてあらかじめ決めておき、土砂災害に関するメッシュ情報（気象庁）等において危険度が高まっている領域と重なった区域（状況に応じてその周辺区域も含めて）に避難情報の発令を検討する。 ・土砂災害に関するメッシュ情報（気象庁）等で土砂災害警戒情報の判定基準を超過したメッシュが増加した場合は、当該メッシュにかかる地域にさらに避難情報を検討する。 <p>○注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難情報の発令にあたっては、町内外の雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ・上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連づける方向で検討する。
<p>警戒レベル3 高齢者等避難</p>	<p>■以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●当町に大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、香川県砂防情報システムの土砂災害警戒状況図（1kmメッシュ）や土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合（町域内に「警戒」が表示） ●大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合 ●強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
<p>警戒レベル4 避難指示</p>	<p>■以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●当町に土砂災害警戒情報が発表された場合 ●香川県砂防情報システムの土砂災害警戒状況図（1kmメッシュ）や土砂災害警戒判定メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合（町域内に「非常に危険」が表示） ●大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ●警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ●警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立ち退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ●土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水が濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合

区分	判断基準
警戒レベル5 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ■以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して実施する。 ●大雨特別警報（土砂災害）が発令された場合 ●土砂災害が発生した場合
県砂防情報システムの雨量観測局	監視局（小豆総合事務所）、西の滝局、蒲野段山局、池田段山局、猪谷局、堀越局、橘峠局、平間局
県防災情報システムの雨量観測局	吉田、地蔵滝、粟地、内海、四方指、殿川、蒲野
町設置の雨量観測所	福田、小豆島東消防署、内海
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ●避難情報の発令にあたっては、町周辺の雨量観測局の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連づける方向で検討する必要がある。
避難情報の解除	●土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が解除されるとともに、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認した段階を基本として解除するものとする。一方で、土砂災害が発生した箇所については、周辺斜面等が不安定な状況にあることも考えられることから、現地状況の確認等を踏まえ、慎重に解除の判断を行う。この際、県の土砂災害等の担当者の助言を求めることを検討するものとする。

(2) 河川の氾濫

区分	判断基準
	<p>【対象地域の考え方】</p> <p>○避難情報は水害の可能性のある範囲全体を対象に発令する。 （「立ち退き避難が必要な区域」か「屋内安全確保の区域」かにより、それぞれの避難行動が異なる。）</p> <p>○立ち退き避難が必要な区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・護岸から水があふれた（越流した）場合を想定し、護岸に沿って一定の幅の区域 ・護岸から越流した場合、浸水深がおおむね0.5mを超える区域の平屋家屋 ・護岸から越流した場合、浸水深がおおむね1.5m～3mを超える区域の2階建て家屋 ・護岸から越流した場合、氾濫水が行き止まるなどして長期間深い浸水が続くことが想定される区域（命の危険の脅威はないが、長期間の浸水家屋内の孤立が生じるため、立ち退き避難をする。） ・河川周辺の地下、半地下の空間や建物 <p>○注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難情報の発令にあたっては、町内外の水位観測所、雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ・上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連づける方向で検討する。

区分	判断基準
警戒レベル3 高齢者等避難	<p>■以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●吉田川、安田大川、別当川、池田大川、殿川の各水位観測所の水位が水防団待機水位を超え、今後相当量（30ミリ目安）の時間雨量が予想される場合 ●大雨注意報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要になることが予想される場合 ●洪水警報の危険度分布（気象庁HP）で殿川に「警戒」が表示された場合 ●大雨警報（浸水害）の危険度分布（気象庁HP）により、町域内に「警戒」が表示された場合 ●警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となる強い降雨を伴う前線や台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合
警戒レベル4 避難指示	<p>■以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●吉田川、安田大川、別当川、池田大川、殿川の各水位観測所の水位が氾濫注意（警戒）水位を超えた状態で、今後の気象情報、降水短時間予報で、相当量（30ミリ目安）の時間雨量が予想される場合 ●洪水警報の危険度分布（気象庁HP）で殿川に「非常に危険」が表示された場合 ●大雨警報（浸水害）の危険度分布（気象庁HP）により、町域内に「非常に危険」が表示された場合 ●異常な漏水・浸食等が発見された場合 ●警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ●警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立ち退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
警戒レベル5 緊急安全確保	<p>■以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●吉田川、安田大川、別当川、池田大川、殿川の各水位観測所の水位が、計画高水位に達するおそれが高い場合（越水、溢水のおそれがある場合） ●洪水警報の危険度分布（気象庁HP）で殿川に「極めて危険」が表示された場合 ●大雨警報（浸水害）の危険度分布（気象庁HP）により、町域内に「極めて危険」が表示された場合 ●大雨特別警報（浸水害）が発令された場合 ●異常な漏水の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ●決壊や越流が発生した場合 ●樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合
県防災情報システムの雨量観測局	吉田、地蔵滝、粟地、内海、四方指、殿川、蒲野

区分	判断基準
町設置の雨量観測所	福田、小豆島東消防署、内海
避難情報の解除	●解除については、大雨・洪水警報等の解除、河川水位の低下、今後の気象状況、被害の発生状況等を総合的に判断して行う。ただし、前兆現象が確認された箇所、決壊・越水等の被害が発生した箇所及びこれらに隣接する箇所については、現地調査を行い安全が確認されたときとする。

(3) 高潮災害

区分	判断基準
警戒レベル3 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ■以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して実施する。 ●高潮注意報が発表されており、高潮警報に切り替える可能性が言及される場合 ●高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域がかかると予想されている、又は台風が接近することが見込まれる場合 ●警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予測される場合（夕刻時点で発令） ●「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合
警戒レベル4 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ■以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して実施する。 ●高潮警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）あるいは又は高潮特別警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）が発表された場合 ●警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）（夕刻時点で発令）
警戒レベル5 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ■以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して実施する。 ●潮位が危険潮位を越え、浸水が発生したと推測される場合 ●水門、陸閘等の異常が確認された場合 ●海岸堤防の倒壊や決壊が発生した場合 ●異常な越波・越流が発生した場合
避難情報の解除	●高潮警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）が解除された段階を基本として解除するものとする。浸水被害が発生した場合の解除については、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

(4) 津波災害

区分	判断基準
高齢者等避難	<p>【遠地地震の場合】</p> <p>我が国から遠く離れた場所で発生した地震により、津波到達までに相当の時間があるものについては、津波警報等の発表前に気象庁が発表する津波</p>

区分	判断基準
	の到達予想時刻等の情報（遠地地震に関する情報）などを勘案して発令する。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ●大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合（ただし、避難指示の対象区域が異なる） ●停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合
避難情報の解除	●避難指示発令の基準としている大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された段階を基本として解除するものとする。浸水被害が発生した場合の解除については、避難指示発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

第4 避難所・避難場所の一覧

1 指定緊急避難場所及び指定避難所

番号	名称	住所	電話	緊急避難場所（○は適、－は不適）							指定避難所
				洪水	内水氾濫	土砂	高潮	地震	津波	大規模な火事	
1	蒲生公民館	蒲生甲 1805-1	75-0007	○	○	－	○	○	○	－	○
2	小豆島中央高校	蒲生甲 1001	61-9100	－	－	－	－	○	－	－	－
3	小豆島中央高校第1体育館	蒲生甲 1001	61-9100	－	－	－	－	○	－	－	○
4	小豆島中央高校グラウンド	蒲生甲 1001	61-9100	－	－	－	○	○	○	○	－
5	池田公民館中山分館	中山 1585-1	75-0159	－	－	○	－	－	－	－	－
6	中山体育館	中山 1585-1	75-0159	－	－	－	－	○	－	－	○
7	中山グラウンド	中山 1717-1	－	－	－	－	－	○	－	○	－
8	池田小学校	池田 1760	75-2222	－	－	○	－	○	－	－	－
9	池田小学校体育館	池田 1760	75-2222	○	○	○	○	○	○	－	○
10	池田小学校グラウンド	池田 1748	75-2222	－	－	－	－	○	－	○	－
11	イマージュセンター	池田 2124	75-0600	○	○	－	－	○	－	－	○
12	イマージュセンター駐車場	池田 2124	－	－	－	－	○	○	○	○	－
13	池田保健センター	池田 2071-2	75-0555	－	－	○	－	○	－	－	－
14	国民宿舎駐車場	池田 2195-1	－	－	－	○	○	○	○	○	－
15	城山会館	池田 1123-3	75-2082	－	－	○	－	○	－	－	－
16	ふるさと村グラウンド	室生 2211-3	－	－	－	○	－	○	－	○	－
17	ふるさと村オートキャンプ場	室生 1892	75-2266	－	－	○	○	○	○	○	－
18	室生体育館	室生 2211-3	75-2266	－	－	○	－	○	－	－	○
19	小豆島クリーンセンター	室生 1371-1	75-2711	○	○	○	－	○	－	－	－
20	小豆島クリーンセンター駐車場	室生 1371-1	75-2711	－	－	－	○	○	○	○	－
21	二生公民館	二面 568-1	75-2167	○	○	○	○	○	○	－	○
22	二生公民館横広場	二面 568-1	－	－	－	－	－	○	－	○	－
23	石場公営住宅集会所	二面 1819-1	82-7009	○	○	－	○	○	○	－	－
24	三都公民館	蒲野 1642-1	76-0262	○	○	○	○	○	○	－	○
25	三都公民館駐車場	蒲野 1642-1	－	－	－	－	○	○	○	○	－
26	谷尻公営住宅集会所	蒲野 3227-15	82-7009	○	○	－	○	○	○	－	－
27	オリーブ・ナビ	西村甲 1896-1	82-7007	－	－	○	○	○	○	－	－
28	オリーブ・ナビ駐車場	西村甲 1896-1	－	－	－	－	－	○	－	○	－
29	サン・オリーブ	西村乙 1879-5	82-2200	○	○	○	○	○	○	－	○

番号	名称	住所	電話	緊急避難場所（○は適、－は不適）							指定避難所
				洪水	内水氾濫	土砂	高潮	地震	津波	大規模な火事	
30	サン・オリーブ駐車場	西村甲 1860-10	－	－	－	－	○	○	○	○	－
31	西村公営住宅集会所	西村甲 2120-1	82-7009	○	○	○	○	○	○	－	－
32	西村公民館	西村甲 1069-1	82-0201	○	○	○	－	○	－	－	○
33	神懸通集会所	神懸通甲 516-2	－	○	○	○	○	○	○	－	－
34	星城小学校	草壁本町 632-1	82-2011	－	－	－	－	○	－	－	－
35	星城小学校体育館	草壁本町 667-1	82-2011	－	－	－	－	○	－	－	○
36	星城小学校グラウンド	草壁本町 632-1	82-2011	－	－	－	－	○	－	○	－
37	草壁公営住宅集会所	草壁本町 602-81	82-7009	－	－	○	－	○	－	－	－
38	草壁公民館	草壁本町 438-3	82-0019	○	○	○	○	○	○	－	○
39	草壁公民館駐車場	草壁本町 438-11	－	－	－	－	○	○	○	○	－
40	星城幼稚園グラウンド	草壁本町 419-1	82-2017	－	－	－	○	○	○	○	－
41	草壁会館	草壁本町 204-1	82-0808	○	○	○	○	○	○	－	－
42	小豆島中学校	片城甲 44-1	82-2136	－	－	○	－	○	－	－	－
43	小豆島中学校体育館	片城甲 44-1	82-2136	－	－	○	－	○	－	－	○
44	小豆島中学校グラウンド	片城甲 44-1	82-2136	－	－	－	－	○	－	○	－
45	小豆島町役場西館	片城甲 44-95	82-7001	○	○	○	○	○	○	－	○
46	福祉会館	安田甲 36-3	82-0337	－	－	○	－	－	－	－	－
47	安田小学校	安田甲 472-1	82-2012	○	○	－	－	○	－	－	－
48	安田小学校体育館	安田甲 417-2	82-2012	○	○	－	－	○	－	－	○
49	安田小学校グラウンド	安田甲 478-1	82-2012	－	－	－	○	○	○	○	－
50	木庄集会所	木庄甲 243-1	82-0105	○	○	○	－	－	－	－	－
51	木庄集会所前	木庄甲 243-1	－	－	－	－	○	○	○	○	－
52	内海総合運動公園	馬木甲 48-24	－	－	－	○	－	○	－	○	－
53	B&G体育館	馬木甲 48-34	82-5171	－	－	○	－	－	－	－	－
54	馬木避難広場	馬木甲 45-4・48-48	82-7001	－	－	－	○	－	○	－	－
55	苗羽小学校	苗羽甲 1365	82-2013	○	○	－	○	○	○	－	－
56	苗羽小学校体育館	苗羽甲 16-1	82-2013	○	○	－	－	○	－	－	○
57	苗羽小学校グラウンド	苗羽甲 16-1	82-2013	－	－	－	－	○	－	○	－
58	坂手公民館	坂手甲 1834-6	82-0248	○	○	○	○	○	○	－	○
59	遊児老館	坂手甲 795-1	82-4291	○	○	－	－	○	－	－	－
60	遊児老館グラウンド	坂手甲 795-1	－	－	－	－	○	○	○	○	－
61	橘こども園グラウンド	橘甲 450-1	－	－	－	－	○	○	○	○	－

番号	名称	住所	電話	緊急避難場所（○は適、－は不適）							指定避難所
				洪水	内水 氾濫	土砂	高潮	地震	津波	大規模 な火事	
62	橘会館	橘甲 442-1	82-2015	○	○	－	○	○	○	－	○
63	橘会館駐車場	橘甲 442-1	－	－	－	－	○	○	○	○	－
64	岩谷公営住宅集会所	岩谷甲 81-1	82-1544	○	○	－	○	○	○	－	－
65	当浜公営住宅集会所	当浜甲 19-1	84-2736	○	○	－	○	○	○	－	－
66	旧福田小学校	福田甲 718-1	82-7001	○	○	－	○	－	○	－	－
67	旧福田小学校体育館	福田甲 718-1	82-7001	○	○	－	－	－	－	－	－
68	旧福田小学校グラウンド	福田甲 720	82-7001	－	－	－	－	○	－	○	－
69	福田公民館	福田甲 546-1	84-2812	○	○	－	○	○	○	－	○
70	平間集会所	福田乙 966-1	84-2284	－	－	－	○	－	○	－	－
71	吉田児童館	吉田甲 182-1	84-2839	○	○	－	○	－	○	－	－
72	オートキャンプ場	吉田甲 302-1	61-7007	－	－	－	○	○	○	○	－

2 自治会管理の一時避難場所等

地域	地区	自治会管理の一時避難場所 (風水害)	風水害時の 避難場所 (台風時の指定緊急避難場所) 【職員配置】	津波発生時 緊急避難場所	大規模災害時 の指定避難所
蒲生	入部	入部自治会館	蒲生公民館	入部自治会館	蒲生公民館 小豆島中央高校第1体育館
	東蒲生	中東蒲生生活共同会館		中東蒲生生活共同会館	
	中蒲生			蒲生公民館	
	西蒲生	蒲生公民館		蒲生公民館	
中山	奥中山	中山ふるさと会館			中山体育館
	西中山	西中山ふれあい会館			
池田	浜条	浜条自治会館	イマージュセンター	亀山八幡宮境内、国民宿舎駐車場	イマージュセンター 池田小学校体育館
	北条	城山会館		亀山八幡宮境内	
	平木	平木自治会館		農業試験場前、平木墓地、イマージュセンター駐車場、八木久栄宅前、井口春夫宅前、平岡耕平宅前	
	北地	北地自治会館			
	上地	上地自治会館			
	迎地	迎地地区集落センター			

地域	地区	自治会管理の一時避難場所 (風水害)	風水害時の 避難場所 (台風時の指定緊急避難場所) 【職員配置】	津波発生時 緊急避難場所	大規模災害時 の指定避難所
室生	室生	室生自治会館憩いの家	小豆島クリーンセンター	ふるさと村オートキャンプ場 小豆島クリーンセンター	室生体育館
	丸山赤坂	小豆島クリーンセンター			
二面	二面	二生公民館	二生公民館	二生公民館（2階）	二生公民館
	長崎	立住敏治素麺作業場		立住敏治素麺作業場	
	牛ヶ浦 小池 百尋	東浦集会所		東浦集会所前	
	石場	石場公営住宅集会所（4階）		ペンション前	
吉野	全地区	吉野地区集落センター	三都公民館	J A 三都出張所 駐車場	三都公民館
蒲野	蒲野	三都公民館		三都公民館駐車場	
	小蒲野	小蒲野公民館（集会所）		中本邸跡空地 川本邸横道路	
南蒲野	目見ヶ谷 吉ヶ浦	吉ヶ浦集会所		谷口邸上道路広場	
	市神子	谷尻公営住宅集会所		中岡邸横道路	
	谷尻			憩上側県道	
神浦	富士	神浦コミュニティセンター		墓地上道路	
	西条 下条 奥条			県道緑地帯	
	外浜				

地域	地区	自治会管理の一時避難場所 (風水害)	風水害時の 避難場所 (台風時の指定緊急避難場所) 【職員配置】	津波発生時 緊急避難場所	大規模災害時 の指定避難所			
西村	竹生	サン・オリーブ	サン・オリーブ	オリーブ園駐車場 オリーブ園職員駐 車場	サン・オリー ブ 西村公民館			
	西条			オリーブ公園県営 駐車場				
	中条	中条集会所		阿弥陀寺				
	流	阿弥陀寺						
	原	原公民館						
	日方	西村公民館 安養寺		西村公民館		安養寺駐車場		
	清水	清水公民館				荒神社周辺 西村農免道路		
神懸通	北区	天津神社こもり堂 神懸通集会所	神懸通集会所 草壁公民館		草壁公民館 星城小学校体 育館 小豆島中学校 体育館			
	門原・東條	神懸通集会所						
	立恵	草壁公民館						
	西城	草壁公民館 せいけんじこども園 (清見寺)						
	小坪	小坪公営住宅集会所						
草壁本町	中村	草壁公民館	草壁公民館	草壁公民館駐車場 星城幼稚園グラウ ンド				
	西木場 東木場	草壁公営住宅集会所						
	三軒家 五軒家	草壁公民館						
	川東西 川東東	草壁公民館						
	南	全地区				草壁会館	草壁会館	
	片城	全地区				小豆島町役場西館	小豆島町役場西館	片城会館前 極楽寺

地域	地区	自治会管理の一時避難場所 (風水害)	風水害時の 避難場所 (台風時の指定緊急避難場所) 【職員配置】	津波発生時 緊急避難場所	大規模災害時 の指定避難所
安田	木庄	木庄集会所	木庄集会所	木庄集会所前	小豆島中学校 体育館 安田小学校体 育館
	植松	小豆島町役場西館 福祉会館	福祉会館 小豆島町役場西館	自治会館前駐車場 安田小学校グラウ ンド	
	下条	安田小学校 安田幼稚園 自治会館			
	八軒屋	安田小学校 安田幼稚園			
	空条	安田小学校 栄光寺			
	中条	栄光寺 安田幼稚園			
	東条	岡の坊			
	谷条				
橘	橘 1	橘会館			橘会館
	橘 2				
	橘 3				
	橘 4				
	橘 5				
岩谷	全地区	岩谷集会所 岩谷公営住宅集会所（4階）	福祉会館 橘会館	岩谷集会所 公営住宅集会所前 広場	安田小学校体 育館
当浜	全地区	当浜公営住宅集会所（5階）	福祉会館 福田公民館	当浜庵駐車場	

地域	地区	自治会管理の一時避難場所 (風水害)	風水害時の 避難場所 (台風時の指定緊急避難場所) 【職員配置】	津波発生時 緊急避難場所	大規模災害時 の指定避難所
馬木	植松	長松写真館 植松集会所 田中電気工事(株)	真光寺 苗羽小学校作法室	八幡神社避難広場 真光寺 みつわ会館	苗羽小学校体育館
	石条	心友会館 島の香 真光寺			
	奥池東	真光寺 みつわ会館			
	前馬木 1	真光寺 商工会館			
	前馬木 2	商工会館			
苗羽	下条 1	苗羽小学校作法室	苗羽小学校作法室	苗羽小学校	苗羽小学校体育館
	下条 2	苗羽小学校作法室			
	空条	常光寺 荒魂神社			
	向条	苗羽小学校作法室			
	上り浜	双葉会館		苗羽農免道路	
	芦ノ浦	宝友会館			
古江	全地区	丸虎食品		古江墓地	
堀越	全地区	堀越庵		堀越庵横学校跡地	
田浦	全地区	二十四の瞳館		田浦庵前	
坂手	西条	坂手公民館 遊児老館	坂手公民館	パーク入口斜路	坂手公民館
	中条			遊児老館グラウンド	
	灘江			森邸前駐車場	
	東谷	自宅待機 (徳田昭光宅)		県道周辺	
	瀬の倉	坂手公民館		自宅待機	
	瀬戸	自宅待機 (小森徹幸宅)			
	大泊	自宅待機 (徳本巖宅)			
徳本	自宅待機 (徳本巖宅)				

地域	地区	自治会管理の一時避難場所 (風水害)	風水害時の 避難場所 (台風時の指定緊急避難場所) 【職員配置】	津波発生時 緊急避難場所	大規模災害時 の指定避難所
福田	尾崎	尾崎集会所	福田公民館	雲海寺	福田公民館
	浜	浜自治会館		旧福田小学校グ ラウンド	
	岡	岡クラブ			
	平間	平間集会所			
	吉田	吉田児童館 浜集会所		オートキャンプ 場	

小豆島町 総務課 危機管理室

住所：〒761 - 4492小豆郡小豆島町片城甲44番地95

T E L : 0879-82-7001

F A X : 0879-82-7023
